

○立川市史編さん委員会条例施行規則

平成27年4月1日規則第20号

立川市史編さん委員会条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、立川市史編さん委員会条例（平成27年立川市条例第12号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 立川市史編さん委員会（以下「委員会」という。）が審議する事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 立川市史編さんの基本方針に関すること。
- (2) 立川市史編さんに必要な調査、研究及び資料収集に関すること。
- (3) 立川市史の編集、監修及び刊行に関すること。
- (4) その他必要と認めること。

(会議録)

第3条 委員長及び副委員長は、会議録を調製し、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席委員の氏名
- (3) 付議した事項及び審議の概要
- (4) その他必要と認める事項

(委員の報酬)

第4条 委員の報酬は、立川市非常勤職員給与等支給条例（昭和36年立川市条例第2号）別表の規定により、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 条例第4条に規定する委員長 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
 - ア 学識経験を有する者（以下「学識委員」という。）である場合 日額26,000円
 - イ 学識委員でない場合 日額14,200円
- (2) 学識委員（前号に掲げる委員長を除く。） 日額20,000円
- (3) その他の委員（第1号に掲げる委員長を除く。） 日額10,800円

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、文化スポーツ部地域文化課において処理する。

(委任)

第6条 この規則の施行に係る委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

……略……

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。